

高山村景観条例の概要

1 基本理念（第2条）

本条例では、自然と人が共生する高山村固有の風景を守り、育て、伝えるため、わたしたちすべてが共有し、尊重しなければならない基本理念を次のとおりとします。

- ・ 四季折々の雄大な眺望やホタルなどの生物が存在する豊かな自然、
- ・ 扇状地に広がる果樹・田園地帯や先人の営みを通じて根付いた農山村集落の風景、
- ・ 寺院・史跡などに長い年月を刻んできた歴史、
- ・ 周囲の山並みと調和したまちなみ

などによって育まれた高山村固有の美しい景観を守り育てるとともに、**自然と人が共生し、高山村の風土として今も残る山里の原風景を次代へ継承する。**



高山村の自然とは、渓谷美や眺望などの目に見える自然景観だけでなく、そこに住む動植物などの生態系を含みます。

2 村・事業者・村民の責務（第4条～第6条）

村、事業者、村民は、上記の基本理念を共有、尊重し、それぞれが「景観資源」の保全・育成を通じて良好な景観の形成に努める責務を負うものとします。

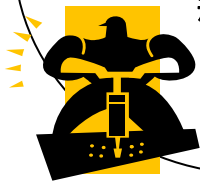
村の責務（第4条）

- ① 良好な景観の形成を推進するための施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する。
- ② 上記施策の策定、実施にあたって、村民の意見が反映されるよう努める。
- ③ 建築物の建築等及び公共施設の整備にあたって、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努める。
- ④ 村民及び事業者の良好な景観形成に資する活動を支援するよう努める。

基本理念 (共有・尊重)

事業者の責務（第5条）

事業活動を行うにあたり、積極的に良好な景観の形成に努める



村民の責務（第6条）

- ① 良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努める
- ② 村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力する

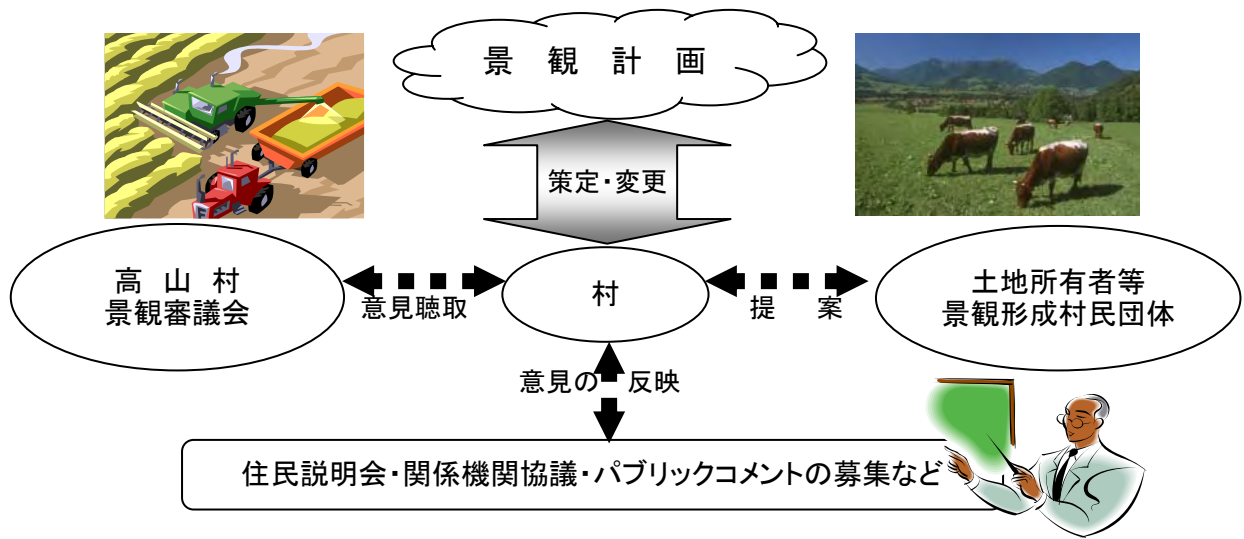


「景観資源」の保全・育成

※「景観資源」＝高山村ならではの良好な景観を形成する自然、建造物、樹木、田園及び人々の営み等






3 景観計画の策定等（第7条～第9条）

景観計画は、良好な景観の保全・形成を総合的かつ計画的に推進するために策定しなければなりません。この計画の策定・変更にあたっては、住民団体等から提案することができるほか、審議会の意見を聴き、住民の意見を反映した上で行わなければならないものとします。



4 行為の規制等（第10条～第15条）

(1) 届出が必要な行為

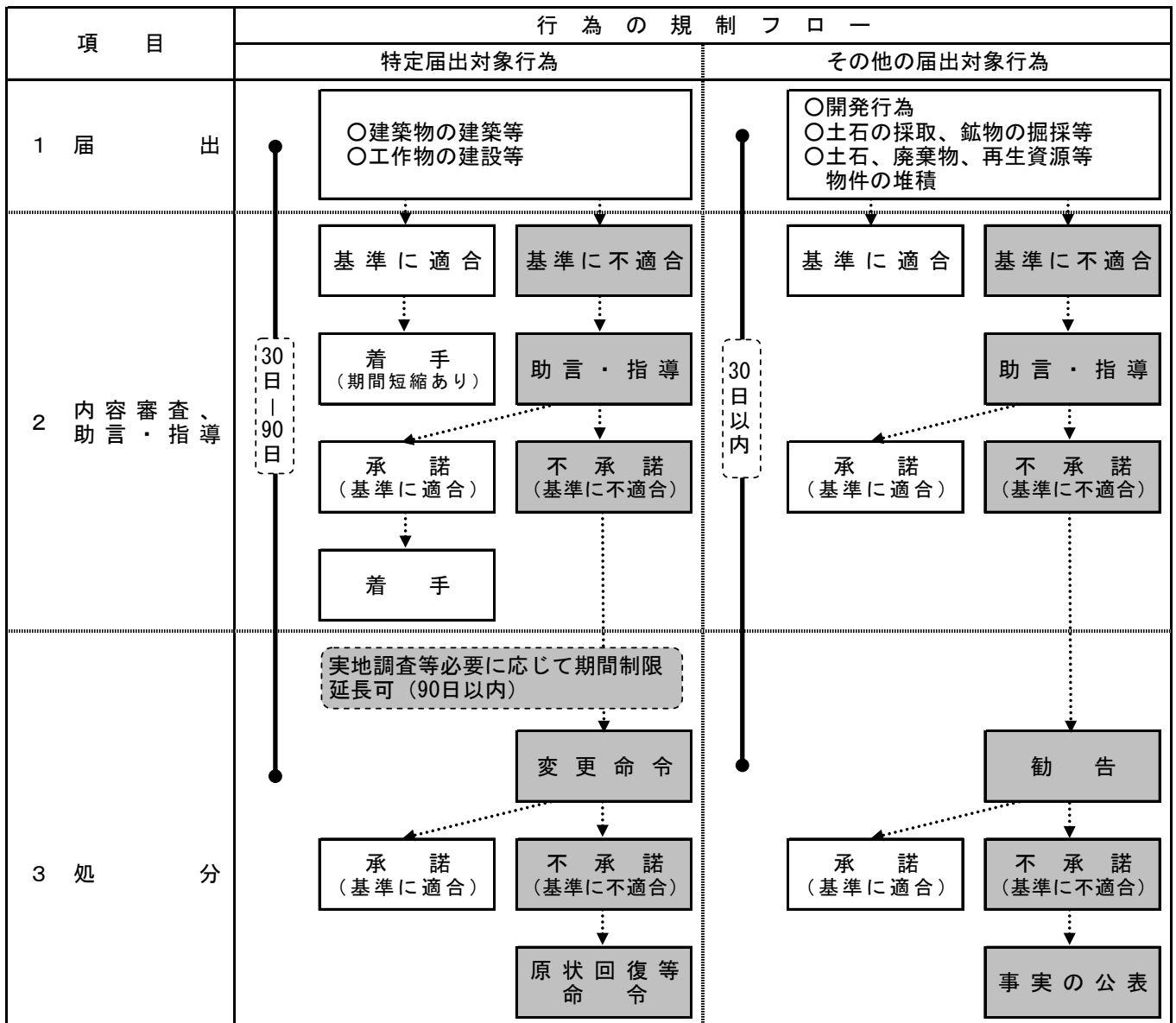
区	分	規 模 等
① 建築物の建築等 <small>(景観法第16条第1項第1号)</small> 	建築物の新築、増築、改築又は移転	建築面積が20㎡を超えるもの
	建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更にかかる面積の合計が25㎡を超えるもの
② 工作物の建設等 <small>(景観法第16条第1項第2号)</small>  	ア 煙突 イ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 <small>(※下記サに該当するものを除く)</small> ウ 装飾塔、記念塔等 エ 高架水槽、サイロ、物見塔等 カ 遊戯施設等	高さ5mを超えるもの
	オ 擁壁、垣、さく、塀等	高さ3m又は長さ30mを超えるもの
	キ コンクリートプラント、クラッシャープラント等 ク 自動車車庫の用途に供する施設 ケ 飼料、肥料、石油、ガス等の貯蔵施設 コ 汚物処理場、ごみ焼却施設等	高さ13m又は築造面積が20㎡を超えるもの
	サ 電気供給・通信施設（電柱、鉄柱等）	高さ20mを超えるもの
	上記①、②に施される特定外観意匠の基準（条例施行規則第6条） ※営利目的でないもの、当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く	
③ 開発行為 （景観法第16条第1項第3号） ④ 土石の採取又は鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 <small>(条例第10条第1項第1号)</small>		面積が1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの
⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 <small>(条例第10条第1項第2号)</small>		堆積の用に供される土地の面積が1,000㎡又は高さが3mを超えるもの

【届出を要しない行為】

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為（景観法第16条第7項第1号）
→（景観法施行令第8条）
 - ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - ・ 仮設の工作物の建設等
 - ・ 除伐、間伐等の目的によるものや、施設の保守の支障となる木竹の伐採 など
 - ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（景観法第16条第7項第2号）
 - ・ 仮設の建築物の建築等（条例第11条第1項）
 - ・ 景観法第16条第1項に掲げる行為で、上表に掲げる規模以下のもの
（条例第11条第4項、条例施行規則第6条）
- など

（2）届出に対する助言、指導、勧告及び変更命令等

村長は、届出内容を基準に照らし、届出の受理後30日以内に限り、必要な助言、指導及び勧告等を行うことができ、届出者が勧告に従わない場合は、その事実を公表することができます。また、条例に定める特定届出対象行為については、さらに変更命令や原状回復命令の対象となります。届出者は、村が届出を受理日から30日経過後でなければ行為に着手できません。（短縮の可能性あり）



5 景観重要建造物等（第16条～第21条）

地域の景観上象徴的な建造物や樹木等のうち、良好な景観の形成に寄与するものについて景観重要建造物又は景観重要樹木等として指定し、現状変更行為に対する規制や、所有者への助成・援助などにより、景観資源の保全に努めます。



6 自主的活動の支援（第22条～第25条）

高山村固有の景観を保全・育成していくためには、景観形成に高い意識を持つ村民や事業者と、それを支援する村との協働・連携（パートナーシップ）が不可欠です。

村は、住民自らが主体となって身近な景観資源を守る活動や、近隣住民の相互協力のもとで地区景観を育むルールづくりなど、住民主体の景観形成への取り組みを支援します。

（1）景観形成村民団体の認定

良好な景観の形成を図ることを目的とする村民が構成する団体で、一定の要件を満たすものを「景観形成村民団体」として認定します。

（2）景観形成住民協定の認定

村民又は土地所有者等が良好な景観の形成に関する住民協定を締結した場合、その内容が地域の良好な景観の形成の推進に資するものであると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定として認定します。

（※すでに長野県景観条例の規定に基づき認定を受けている景観育成住民協定は、経過措置により高山村景観条例上の協定としてそのまま引き継がれます。）



（3）助成又は援助

景観協定締結団体（景観法第81条）や景観形成住民協定締結団体、景観形成村民団体の活動など、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為に対し、助言、技術的援助及び経費の一部の助成を行います。

（4）顕彰

優れた景観の形成に寄与していると認める建造物等の所有者・設計者・施工者等や、貢献していると認められる団体等を表彰します。



7 高山村景観審議会（第26条～第32条）

良好な景観の形成に関し、条例に定める事項ほか、村長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する必要事項について調査及び審議するため、学識経験者、民間諸団体の代表者等からなる高山村景観審議会を設置します。